

「北海道受動喫煙の防止に関する条例（案）の概要」について

標記について以下の通り意見を申し述べます。

1. 受動喫煙に対する当社の基本的な考え方

受動喫煙は、周囲の方々、特にたばこを吸われないの方々にとっては迷惑なものとなる場合があります。また、気密性が高く換気が不十分な場所では、眼、鼻および喉への刺激や不快感などを生じさせることがあります。このため、私たちは、周囲の方々への気配り、思いやりを示していただけるよう、たばこを吸われる方々をお願いしています。また私たちは、公共の場所等での適切な分煙に賛成し、分煙コンサルティングの実施など積極的に支援しています。

一方、受動喫煙が慢性疾患の原因であるという主張については、様々な疫学研究が報告されていますが、リスクが上昇するという報告と上昇するとは言えないという報告の両方があり一貫しておらず（※資料1）、受動喫煙と非喫煙者の疾病発生率の上昇との統計的関連性は立証されていないものと私たちは考えています。ただし、乳幼児や子供に関しては、未就学期における受動喫煙と喘息の悪化等の呼吸器症状との関連性について報告した疫学研究が多数あります。

乳幼児、子供、お年寄りなどは環境中の物質による刺激に対して特に敏感であったり、また自分で意思表示をしたり場所を移動したりすることが難しい場合があるため、その周りでの喫煙は控えることをお勧めしています。

2. 受動喫煙防止に向けた当社の基本的な考え方

私たちは、たばこを吸われる方と吸われない方が、協調して共存できる社会の実現に取り組んでいます。

分煙には様々なカタチがあります。分煙のカタチをひとつに決めてしまうのではなく、吸われる方にとっても、吸われない方にとっても様々な選択肢が揃っていて、それらを自由に選べる環境がより良い「分煙社会」であり、受動喫煙防止にも役立つものと考えています。適切な共存社会の実現のためには、双方の気持ちや意見を尊重し、マナー啓発活動などのソフト面が重要であると考えます。また屋内における分煙環境整備などのハード面においては、施設を管理する方や利用する方のニーズも踏まえ、当事者の理解と協力のもとに環境改善を進めていくことが必要だと考えています。具体的な方法として、施設の実態や利用者のニーズに応じ、禁煙化や喫煙室の設置、禁煙エリアと喫煙エリアの分けや区画化などの他、飲食店等に関しては、店内の喫煙の状況（喫煙、全面禁煙、喫煙室のみ喫煙可、エリア分煙、時間帯による禁煙など）を利用者に対して分かりやすく表示することも非常に有効な手段であると考えています。

3. 「北海道受動喫煙の防止に関する条例（案）の概要」に対する意見

本条例（案）は、公共的空間における受動喫煙の防止について、喫煙者をはじめ行政および施設管理者などの関係者が意識を高めることにより推進しようとするものであると認識しています。他人のたばこの煙は周囲の方々の迷惑となることがあり、受動喫煙防止対策の必要性については賛同するところです。また、当社で推進している喫煙者自身のマナー意識の啓発や飲食店での喫煙環境を店頭に表示する取組は（※資料2）、本条例（案）の趣旨に合致するものと認識しています。

しかしながら、嗜好品であるたばこを愉しみたいという喫煙者の自由は尊重されるべきであり、喫煙者に対し過度な負担を強いる内容とすべきではないと考えます。また、飲食店等においては経営戦略としてお客様サービスの観点から喫煙可否が選択されることもあり、経営の自由度も担保されるべきと考えます。

以上のことから本条例（案）の概要について、以下の項目について意見を述べさせていただきます。

①第2条について

健康増進法第25条においては『受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）』とされています。本条例（案）では第14条および第15条で原則として施設内の禁煙を求めており、それに応えるべく屋外に喫煙場所を設けることも想定されるため、本条例（案）での受動喫煙の定義に関しても「室内またはこれに準ずる環境において」等の屋外は対象としない旨を明確に表記すべきです。

②第14条について

健康増進法第25条では上述の通り記述され、屋外は規制の対象外とされております。また、北海道における冬季の気象条件は他の都府県とは異なる配慮が必要です。いかなる施設であっても、屋内での喫煙専用場所の設置を許容しつつ、施設や利用者の実態に応じてどの範囲を禁煙とするか、どこに喫煙専用場所を設けるかを施設管理者が選択する裁量の余地を残すべきと考えます。

③第15条について

禁煙とした施設については、喫煙専用場所の設置が許容されていますが、飲食店においては立地や業態、客層などが様々であり、飲食しながらの喫煙を望まれるお客様が多い店舗も多数存在します。したがって、喫煙専用場所の設置のみではなく、喫煙が可能な座席（全席喫煙や喫煙席と禁煙席での分煙等）も許容されるべきです。

④第16条について

飲食店においては、多様な実態を適切な表現で掲示することが利用者の誤解を防ぎ、ひいては受動喫煙防止につながるものになると考えます。したがって、掲示内容は「禁煙」・「喫煙室あり」のみではなく、「喫煙」や「喫煙席あり」、「喫煙〇〇席・禁煙〇〇席」、「ランチタイム禁煙」なども含めて許容されるべきです。

⑤その他（電気加熱式たばこについて）

平成 28 年 6 月に改正施行された神奈川県条例においては、喫煙の定義として「たばこに火を付け、又はこれを加熱し、その煙を発生させることをいう」と記述されています。しかしながら、平成 29 年 3 月に公開された厚生労働省の資料には、「電気加熱式たばこ等は現時点では受動喫煙による健康影響についての知見が十分でない」とされており（※資料 3）、規制対象から除外すべきと思われます。厚労省見解同様にたばこの概念に含める場合には、「健康影響が明らかでないものを除く」等の規制対象から除外可能な文言を記述すべきです。

なお、当社製品に対する測定では、周囲の空気環境にほとんど影響を及ぼさないとの結果を得ております。（※資料 4）

⑥全般について

本条例（案）は受動喫煙防止を目的としており、喫煙そのものを制限するものではないと認識しています。つきましては、兵庫県条例の第 16 条に記述されているような、「何人も～喫煙してはならない」との表記は適切ではなく、「何人も～受動喫煙を生じさせてはならない」等の表記とすべきであると考えます。

また、第 14 条、第 15 条、第 16 条に記載されている具体的な対応に関しましては、施設管理者や利用者の誤解を生じさせないために、努力義務であっても、規制されることと許容されることを明確にする必要があると考えます。つきましては条文への明記又は逐条解説により分かりやすく記述して頂くことを要望します。

当社といたしましても、たばこを吸われる方と吸われない方との協調ある共存社会の実現に向けて、当社が有する知見の提供や分煙コンサルティング活動等を通じ、北海道の受動喫煙防止の取り組みに協力して参りたいと考えています。

以上